

習志野市企業局電子入札約款

平成20年 8月 1日制定

平成29年 4月 1日改正

最終改正令和 6年 4月 1日改正

(目的)

第1条 習志野市企業局の発注する工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る競争入札を電子入札(電子計算機と電気通信回線を使用する入札をいう。以下同じ。)で行なう場合については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、習志野市公営企業会計規程(平成10年規程第3号)その他法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案、現場等を熟覧のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案等(以下、「設計図書等」という。)について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書その他入札に関し必要なものとして指定された書類等は、電子入札システムにより作成し、指定された日時までに電子入札システムを使用して提出しなければならない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切日時までに入札書又辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱う。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入

札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 指名競争入札において、入札参加者が一人である場合は、入札を取りやめができるものとする。

(システム障害)

第7条 電子入札システム全体に障害等が発生し、入札の執行が不可能であると判断した場合は、入札の延期、紙入札への切り替え等の措置をとるものとする。

- 2 入札参加者が、その使用する電子入札システムの機器等の障害により、入札に参加できない等の事態が生じた場合は、入札担当者に直ちに申し出なければならない。

(無効となる入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)
- (3) 必要事項を欠く入札
- (4) 明らかに連合であると認められる入札
- (5) 電子認証を不正に使用した入札
- (6) 入札書に記載された金額と入札金額内訳書の金額に相違がある入札
- (7) 設計図書等を有償配布とした場合にあっては、設計図書等を購入しない者がした入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 最低制限価格を設けている入札の場合においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けていない入札の場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設けている入札の場合において、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、低入札価格調査実施要領に基づき落札者を決

定するものとする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第 10 条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(再度入札)

第 11 条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行う。ただし、予定価格をあらかじめ公表した場合においては、再度入札は行わない。

2 再度入札の回数は、1回とする。

3 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、初回の入札が無効とされた者又は最低制限価格を設けた入札において、初回の入札金額が最低制限価格を下回った者は参加できない。

(開札立会人)

第 12 条 開札の執行にあたり、当該入札の入札者は、開札に立ち会うことができる。

(契約の締結)

第 13 条 落札者は、落札決定の日から5日以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約保証金)

第 14 条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札者が習志野市公営企業会計規程第106条第2項又は第107条の規定に該当する場合においては、該当することが確認できる書類の提出をもってその全部又は一部を免除することができる。

(異議の申出)

第 15 条 入札参加者等は、入札後、この約款、設計図書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し出ることができない。

附 則

この約款は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和6年4月1日から施行する。